

(平成24年4月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、父が納付していたはずである。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間の保険料については、その父親が納付していたと主張しているところ、その父親は、申立期間を含め自身の保険料を完納していることなどから、保険料の納付意識が高かったものと認められ、その父親が、申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月30日から8年3月頃まで
② 平成8年6月25日から9年2月1日まで

A社に勤務していた申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。また、B社に勤務していた期間のうち申立期間②について、標準報酬月額が実際に支給されていた給与と比べ低くなっている。申立期間①及び②について被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②における標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成8年10月から9年1月までの標準報酬月額については、申立人が所持しているB社に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成8年6月から同年9月までに係る標準報

酬月額については、申立人は給与明細書を所持していないものの、申立人の被保険者資格取得日について、当初同年7月1日と記録された時点及び同年6月25日とする訂正処理がなされた同年11月20日の時点では、標準報酬月額20万円として届け出られていることから、資格取得日当初から標準報酬月額20万円に基づく保険料が控除されていたことが推認できるため、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は「不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、元事業主及び同僚の証言により推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所にはなっていないことが確認できる。

また、当該事業所の元事業主は「A社はC社が倒産した後の売掛金を回収するために設立した会社であり、厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立人と同日にC社からA社に異動した同僚についても、A社における被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月31日から同年4月1日まで
A社に昭和62年3月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同日となっている。同年3月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人がA社に勤務していたことは、当該事業所が保管している人事異動取^{まとめ}纏表及び雇用保険の加入記録により認められる。

また、当該事業所は「厚生年金保険料は当月分の給与から控除していた。」と回答しているところ、申立人から提出された当該事業所の昭和62年3月分の給料支払明細書により、標準報酬月額16万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和62年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記載することは考え難いことから、事業主が同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の

告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 7 月までの期間及び同年 8 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 59 年 7 月まで
② 昭和 59 年 8 月から 60 年 3 月まで

年金手帳に記載されているとおり、昭和 57 年 4 月に A 市役所において国民年金の加入手続を行い、同年 4 月から結婚して B 職を辞める 62 年 3 月まで保険料を納付した。申立期間①の保険料が未納とされていること、及び申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると昭和 60 年 11 月に A 市において払い出されていることから、57 年 4 月 1 日から 59 年 8 月 15 日までの期間の被保険者資格は遡って取得したことが推認される上、この時点では、申立期間①の過半の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が所持する年金手帳、A 市国民年金被保険者名簿及びオンライン記録には、昭和 59 年 8 月 15 日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、60 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得したことが記録されていることから、申立期間②は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 30 日から 40 年 1 月 1 日まで
A社に昭和 39 年 4 月 1 日から同年 12 月末に同社が年末休業に入る直前まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は、同年 12 月 30 日に資格喪失とされており、同年 12 月が被保険者期間となっていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が年末休業に入る直前まで、同社に勤務していたことから、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和 40 年 1 月 1 日になるはずであると申し立てている。

しかしながら、当該事業所は既に解散している上、当時の資料等も無く、事業主及び社会保険事務を行っていた事務長も死亡していることから、申立人の勤務実態及び同事業所の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所の元専務は、「申立人が勤務していたことは間違いなが、同事業所の事務全般は、設立から閉鎖まで事務長が行っていたので、保険料控除等の詳細は分からない。なお、給与は月末日支給で、保険料は翌月控除であったと思う。」と証言している。

さらに、前述の元専務の証言により、当該事業所に申立期間以降も勤務していたとする事務長の被保険者資格の喪失日が、昭和 39 年 12 月 30 日となっていることについて、その理由は不明であるものの、申立期間において社会保険事務を行っていた当該事務長の被保険者資格の喪失日が申立人と同日となっていること、及び元専務の保険料控除に係る証言を踏まえると、同年 12 月末に支給された申立人の給与から同年 12 月分の保険料が

控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月から37年3月1日まで
② 昭和47年6月14日から48年6月14日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①の期間及びB社に勤務した期間のうち申立期間②の期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、申立人の具体的な申述内容により推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に解散しており、解散時の事業主は「50年以上も前のことであるため、当時の資料は不明である。」と回答しているほか、当時の社会保険事務担当者は死亡していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

また、当時の経理担当者は「入社してもすぐに辞める人が多かったため、会社は試用期間を設けていた。私は、自分の給与明細書を全て保管しているが、正社員になれなかった最初の3年間は厚生年金保険料が控除されていない。」と証言している上、複数の従業員も当該事業所には1年から3年間の試用期間があったと証言しており、同事業所の事業主は、従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは考え難い。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険

者原票には申立人の被保険者資格取得日が昭和 37 年 3 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、B社に昭和 47 年 6 月 14 日から勤務していた旨を申し立てている。

しかしながら、当該事業所の複数の従業員は「自分の入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致している。」と証言しているところ、同事業所から提出された申立人に係る稟議書のうち「臨時従業員の採用に関する件」には、申立人は、昭和 48 年 6 月 14 日に工場勤務の臨時従業員として採用された旨が記載されており、申立人の採用日と厚生年金保険の資格取得日は一致している。

また、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間を含む昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 8 月 21 日まで夫が在職していた事業所において健康保険の被扶養者であった記録があり、また、資格喪失年月日は不明であるものの、同年 8 月 21 日から夫が在職した別の事業所においても被扶養者であった記録が確認できる。

さらに、申立事業所における申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者期間と同じく昭和 48 年 6 月 14 日から 55 年 5 月 27 日までであることが確認できる。

加えて、申立人は、国民年金保険料について「町内の人が集金に来ていたが、就職するとすぐに来なくなった。」と申述している上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の前（昭和 42 年 3 月）から当該事業所における被保険者資格取得日の前月である昭和 48 年 5 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。